

## 旭川市屋外広告業登録事項変更届について

旭川市内で屋外広告業を営もうとする法人又は個人（以下、「申請者※1」）のうち、旭川市長の登録を受けた、旭川市屋外広告業登録事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に下記の通り申請書を御提出ください。

### 屋外広告業登録事項変更届の提出書類

	①氏名,生年月日,及び住所の変更 (法人は,名称,事務所所在地,代表者氏名及び生年月日)	②旭川市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地の変更	③業務主任者の氏名,生年月日,所属営業所の変更	④法人の役員 の職,氏名,生年月日の変更	⑤屋外広告業者が未成年である場合の法定代理人の住所,氏名,生年月日の変更
屋外広告業登録事項 変更届出書 (様式第18号の3)	1部				
誓約書 (様式第16号)	—	—	—	1部 (申請者が代表して作成)	1部 (申請者が代表して作成)
略歴書 (様式第17号)	—	—	—	各人 1部	1部
住民票の写し※2 (マイナンバーの記載のないもの)	1部 (個人)	—	各人 1部	各人 1部	1部
登記事項証明書 ※法務局発行（現在事項全部証明書の原本）	1部 (法人)	1部	—	1部	—
業務主任者の資格を証明する書面の写し	—	—	各人 1部	—	—
旭川市の屋外広告業登録証の原本※3	1部（書き換えのため）				

※1 申請者が未成年の場合は、法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書類、略歴書も必要となります。

※2 住民票の写しは、業務主任者と法人役員が同一の場合、あわせて1部となります。  
なお、「住民票の写し」は市区町村が原本の電子データから、住民票の内容を専用紙に写し、発行日及び市区町村長の押印がされたものです。住民票の写しをコピー機にかけたものは、住民票の写しのコピーであり有効なものではありません。

※3 受理後、屋外広告業登録証をお送りいたします。